

議案第22号

特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例案

特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例を、次のように制定する。

平成28年 2月25日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成20年守口市条例第17号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「及び英語指導助手」を「、英語指導助手及び社会福祉法人指導監査員」に改める。

別表英語指導助手の項の次に次のように加える。

社会福祉法人指導監査員	日額21,000円
-------------	-----------

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。